

第1世代協定（公表情報の情報交換）
米国、EU、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、モンゴル、ASEAN、ブラジル、韓国、中国、ケニア、シンガポール
第2世代協定（秘密情報を含む情報交換）
オーストラリア、カナダ、EU (EUは締結に向け協議中)

# カルテル調査へ国際連携



公取委は世界各地の独禁当局との連携を広げている

公正取引委員会が価格カルテルなどの不正調査や企業結合の審査で、世界の独禁当局との連携を広げている。情報交換の協定を20以上の国・地域と結び、不正の証拠を共有する取り組みも開始。一つの不正発覚が世界各国での連鎖的な摘発を招く傾向が強まっている。専門家は「世界各国への調査協力など、企業の対応がより重要になる」と強調する。

(植松正史)

## 公取委、21カ国・地域と不正の情報共有

シンガポール競争委員(億円)の制裁金の支払い(日本の公取委に相当)を命じた。

は1月5日、ニチコンな 国際カルテルに詳しい子会社、家電などに使 は、同委員会が明かしたられる電子部品であるコ 各国との連携が、米、デンソーの販売を巡っ 国や欧州連合(EU)、てカルテル行為をしたと 日本、台湾の各当局と情報交換や調査協力をし 認定。このうち4社に計 報交換や調査協力をし約1950万ドル(約16 万)と公表。それらの国

## 海外子会社と認識矛盾注意 問われる企業の対応力

・地域に加え、中国や韓 国の当局も同様のカルテルを調査中とした。

一事案で各国に 発端の一つは日本。公 取委は2016年3月、 ニチコンや日本ケミコ ン、ルビコン(長野県伊 那市)など5社に価格カ ルテルを結んだ独占禁止 法違反(不当な取引制限) として計66億円の課徴金 納付を命じた。うち3社 が今回のシンガポールで の摘発対象となった。

各国の独禁法に詳しい 松田章良弁護士は「一つ のカルテル事案が世界各 国の当局の調査に広がる という、最近の傾向を示 すと、最近の傾向を示す 典型例だ」とみる。

日本の公取委は「企業 活動のグローバル化が進 協定を「第2世代」に更

み、当局間の相互協力が 不可欠」(国際課)と強 調する。現在、米国やE U、シンガポールなど21 の国・地域の独禁当局と 連携協定を締結。まず1 999年に米国と結び、 10年施行の独禁法改正で 加速した。他国と情報交 換しやすくする「情報ゲ ートウェイ」と呼ばれる 条項が加わったためだ。

公取委の調査や審査に は守秘義務があり、以前 は他国当局と交換できる 内容が限られていた。法 改正で守秘義務の規定を 緩和。相手国当局の秘密 保持体制が日本と同等な ルールを結んだ独占禁止 法違反(不当な取引制限) として計66億円の課徴金 納付を命じた。うち3社 が今回のシンガポールで の摘発対象となった。

国際協定には、公表情 報を交換する「第1世代 協定」と呼ばれるものと、 秘密情報の交換も含めた 「第2世代協定」がある。 今、第1世代」が大半 だが、15年にオーストラ リア、17年にカナダとの 協定を「第2世代」に更

新した。17年10月からは、 EUと第2世代協定を結 ぶ協議を始めた。

公取委は「今後、アジ ア諸国などを中心に第1 世代の協定先を増やすの と並行し、既存の協定も 順次、第2世代に更新し ていきたい」と話す。

当局間の連携強化は、 企業にとって期待と警戒 の両方の意味を持つ。企 業合併などの結合審査で 情報交換が進めば、合併 を認める代わりに当局が 出す事業売却などの条件 が各国でばらつくことを 防ぐことが期待される。

一方、不正調査の情報 共有の広がりには企業側が 難しい対応を迫られる場 面を増やす。国際カルテ ル事件で多くの日本企業 の代理人を務めた弁護士 は「ある1カ国で調査を 受けた時点で、各国当局 にどう対応するのか即座 に判断しなくてはならな くなった」と指摘する。

自主申告で減免 いち早く不正を自主申 告すれば減免される課徴 制度だけ拡充するのはお かしい」などの意見が噴 出。公取委に、2つをセ ャットで検討するよう注文 が出た。公取委は結論 を出せず、18年春の法案 提出が見送られた。

現在は課徴金制度の見 直しと秘密特権の導入の 両方ともメドがたたない 状況だ。今後、実現への 道筋をどうつづけるの が注目される。

## 国内の制度改革は足踏み

国際連携を進める公正 取引委員会だが、国内で は調査への協力ぶりに応 じ課徴金を増減する「裁 量型課徴金」の導入で難 航中だ。調査対象企業と 弁護士のやり取りを秘密 にする「秘密特権」の導 入議論が進まず、法曹界 や自民党が「企業を守る 権利を置き去りにしたま ま課徴金制度を変えるべ きではない」と反発。制

### 裁量型課徴金や 弁護士秘密特権

度改革は足踏み状態だ。 現行の課徴金は、業種 方針を固めた。調査に協 力的な企業の課徴金は減 や違反類型で算定率を固 定。自主申告した企業の 課徴金が減免される課徴 金減免(リーニエーション) で独占禁止法改正案を提 出するはずだった。

一方、経済界や法曹界 公取委は2017年、 では、調査対象の企業と 17年冬、自民党内で「秘 匿特権を導入せず課徴金

新した。17年10月からは、 EUと第2世代協定を結 ぶ協議を始めた。

公取委は「今後、アジ ア諸国などを中心に第1 世代の協定先を増やすの と並行し、既存の協定も 順次、第2世代に更新し ていきたい」と話す。

当局間の連携強化は、 企業にとって期待と警戒 の両方の意味を持つ。企 業合併などの結合審査で 情報交換が進めば、合併 を認める代わりに当局が 出す事業売却などの条件 が各国でばらつくことを 防ぐことが期待される。

一方、不正調査の情報 共有の広がりには企業側が 難しい対応を迫られる場 面を増やす。国際カルテ ル事件で多くの日本企業 の代理人を務めた弁護士 は「ある1カ国で調査を 受けた時点で、各国当局 にどう対応するのか即座 に判断しなくてはならな くなった」と指摘する。

自主申告で減免 いち早く不正を自主申 告すれば減免される課徴 制度だけ拡充するのはお かしい」などの意見が噴 出。公取委に、2つをセ ャットで検討するよう注文 が出た。公取委は結論 を出せず、18年春の法案 提出が見送られた。

現在は課徴金制度の見 直しと秘密特権の導入の 両方ともメドがたたない 状況だ。今後、実現への 道筋をどうつづけるの が注目される。